

宮崎県立日向工業高等学校

いじめ防止基本方針

宮崎県立日向工業高等学校
いじめ・不登校等対策委員会

県立日向工業高等学校いじめ防止基本方針

県立日向工業高等学校

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットを通じてSNS、動画サイトへの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「県立日向工業高等学校いじめ防止基本方針」を定めるものであります。

もくじ

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの定義	2
2 いじめの防止等に関する基本的考え方	2
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のための組織	2
2 いじめの防止等に関する措置	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめに対する措置	4
(4) ネット上のいじめへの対応	5
3 その他の留意事項	6
(1) 組織的な指導体制	6
(2) 全職員への周知徹底	6
(3) 校務の効率化	6
(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	6
(5) 地域や家庭との連携について	6
(6) 関係機関との連携について	6
4 重大事態への対処	7
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1 基本方針の点検と必要に応じた見直し	7
【参考】資料1～5	

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている生徒をしっかり守ります。
- いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校等対策委員会」を設置します。なお、定例会（年3回）とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

【構成員】

教頭、教育支援保健部主任、教務主任、生徒指導主事、教育支援保健部、養護教諭、（該当学年主任）、（該当学科主任）、（該当学級担任）

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己肯定感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

ア 生徒が主体となって考える機会を設けます。

- 遠足（生徒間交流）の実施
- ホームルームでの話合い活動の推進
- ボランティア活動の推進
- 生徒会による体育大会や文化祭など学校行事
- 生徒会によるいじめ防止等の啓発活動

イ 生徒の規範意識、帰属意識を高め、自己肯定感を育む授業づくりを目指します。

- 一人ひとりの実態に応じたわかる授業の展開
- 公開授業の実施
- 学習環境・授業のアクセシブルデザイン化
- 授業改善に関する職員研修

ウ 教科やホームルームの時間等を中心として、人権教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。

- ホームルーム等を中心とした人権教育や情報モラル教育の実施
- 外部講師による講演会の実施

エ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- PTA総会での学校の方針説明
- 学校通信等を活用したいじめの防止活動の報告
- 体験入学の実施
- 保護者を対象とした研修会の開催

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

- 生徒の発する具体的なサインのチェックリスト作成と共有
- 家庭訪問週間の設定
- いじめの相談窓口の周知
- いじめ・悩みアンケートの実施（年3回）
- 気づきシートによる情報の提供・共有
- 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込みます、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について生徒指導主事（いじめ・不登校等対策委員会を構成するいずれかの職員）及び管理職に速やかに報告します。

イ いじめ認知後の対応

- いじめの報告を受けた生徒指導主事等は、いじめ・不登校等対策委員会の関係職員へ報告するとともに、速やかに事実関係についての調査を行う。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、緊急いじめ・不登校等対策委員会を開き、今後の方針について協議するとともに、校長が県教育委員会へ直ちに報告します。
- 生徒及び教職員の聞き取りに当たっては、いじめ・不登校等対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。その際調査結果の内容をいじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

ウ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ・不登校等対策委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ・不登校等対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- いじめ・不登校等対策委員会の委員や学年・学科職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

エ 関係機関・専門機関への報告

- 校長は県教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体、財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

オ 継続指導・経過観察

- いじめに係る行為が止んでから3か月間、全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

○基本的に携帯電話（SNS機能を有する）等を持たせないことが望ましい。

利用させる場合においては情報モラル教育を先ず保護者が責任を持って行うよう啓発します。

○教科やホームルーム活動等における情報モラル教育の充実を図ります。

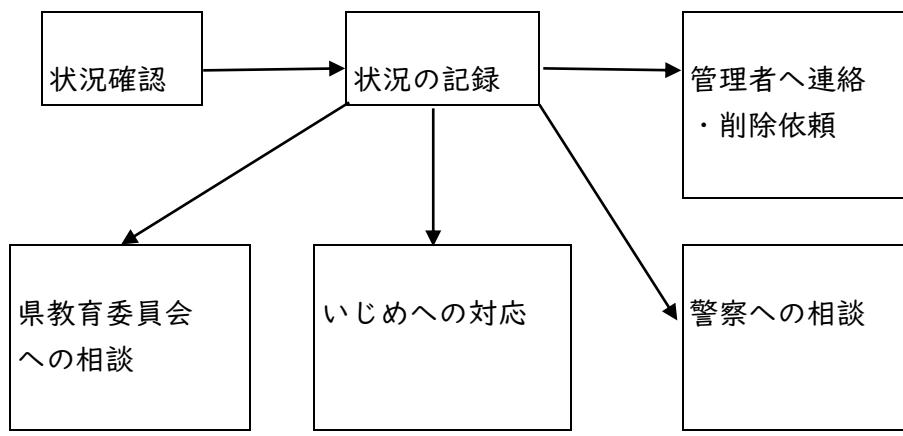
○生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。

○ICTに関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

○被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。

○不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込みます、学年・学科及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ・不登校等対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 全職員への周知徹底

本校においては、本基本方針を周知徹底し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようになりますため、校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようになりますため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 教育相談体制の充実

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとします。
- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合など
 - 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項

I 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。
- (3) この方針は平成26年4月1日より施行し、必要に応じて改訂いたします。
- ①平成30年3月改訂
 - ②令和3年3月改訂
 - ③令和7年3月改訂